

虐待防止に関する指針

ケンリハスポーツキッズ

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にいせつな行為をすること、または利用者をしていせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前3に掲げる行為と同様な行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、各事業所から各一名虐待防止委員と定め必要な措置を講じる。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

(2) 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ① 虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ③ 早期発見・事実確認と報告書等の手順
- ④ 発生した場合の改善策

(3) 実施は年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

(4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4.事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5.虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者4を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待などの事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行なった内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が

想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

(7) .必要応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6.利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者及び家族の求めに応じていつでも閲覧できるように掲示する。

附則

この指針は令和4年9月1日より改訂施行する。

委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	高橋江里子
虐待防止対策の担当者	小林将大
各担当職員のヒヤリハット・事例の報告・分析	三輪紘輝 小原彩 小池七聖 丹寫あやめ 田辺小奈津